

①「重大事柄の要件（法28第1項）と判断のルール」 根拠：ガイドライン第4章 p.12-15 / 法28第2項第1号

②「1号重大事柄（生命・身体障害重大事柄）」 いかにしても当該事柄に存する児童等の生命、身体又は重大な障害が生じたいがいがあるとき（法28第1項第1号）

③「2号重大事柄（不登校重大事柄）」 いかにしても当該学校に存する児童等が相当の期間（原則30日を超え）学校を欠席することとなるおそれがあるとき（法28第1項第2号）

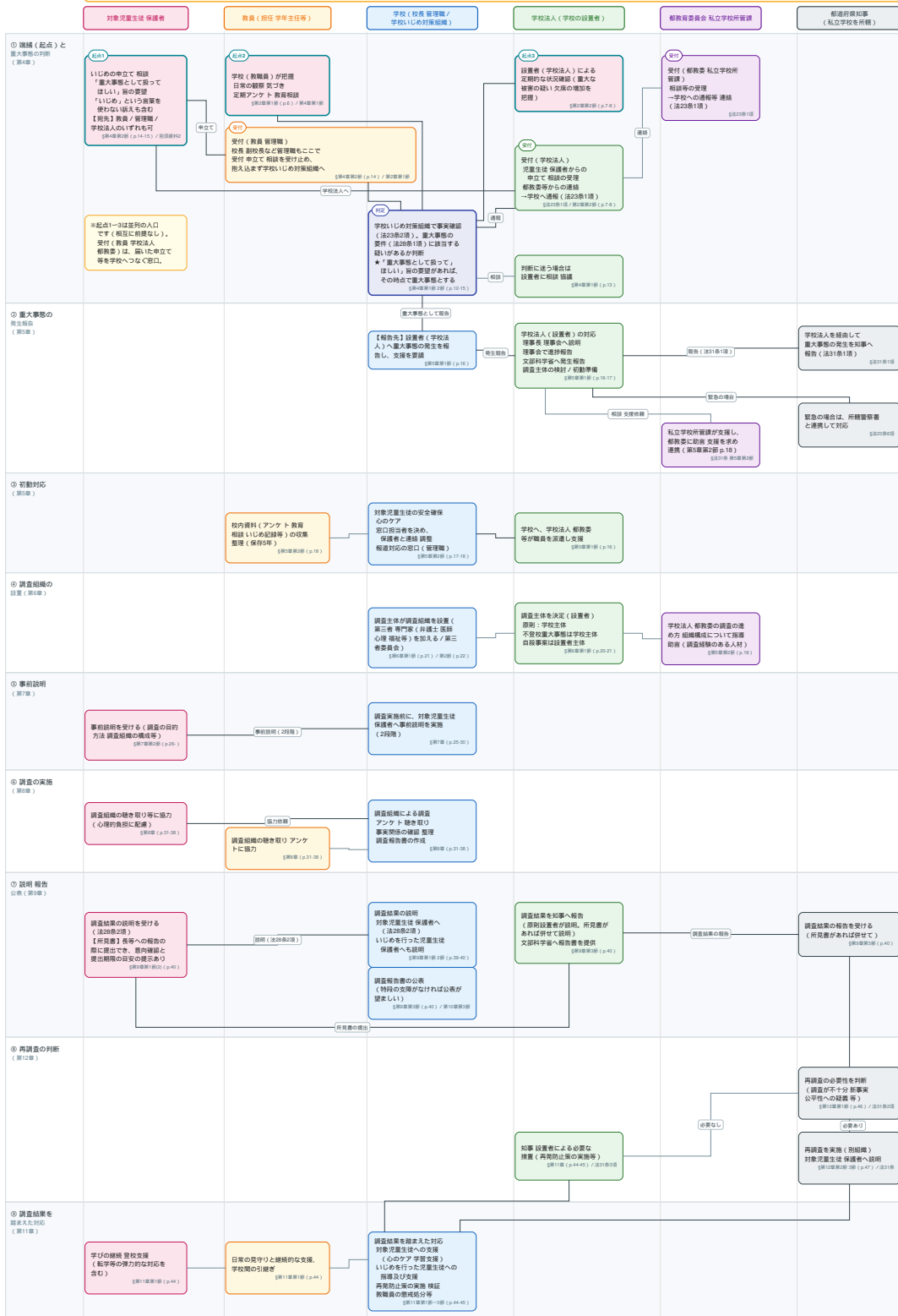
④「3号」の対応を重大事柄として扱う（事例判断が確定した段階ではない）、判断は特定の職員ではなく、学校の設置又は学校として行う。（第4章第5章 p.12）

⑤留意点 保護者が「重大事柄」として告げてい、首の中立て 要望があるときは、その時点で重大事柄が発生したものと見て 調査を行う

⑥法28第15条 p.14-15（学校）「いじめの疑ではない」「重大事柄とはいえない」と考えたとしてても同じ、調査をした1条重大事柄ではない」と判断してはならない」

⑦「重大事柄にないとしても認められ、大型にないとしても、いじめの事実が確定できなかっただけでは足りず、いかにしても当該事柄に存する児童等が相当の期間（原則30日を超え）学校を欠席することとなるおそれがあるとき」とを要する合理的な資料を提出して同意を得なければならない。（第4章第2節 p.14-15）

⑧資料提出（活用資料）p.48： 自校を自治会・協賛校・関係機関等が所有する / PDSの設置 / 障がい児 / 知的障害児の施設 / 生活の援助 / 障害児を有する / 転入を余念なくした等



【私立学校の課題について】本図では記載していません

私立学校のいじめ重大事態の課題については、当方で詳細を把握していないため、本図では記載していません。公立版に記載した課題のいくつかは、私立学校にもそのまま適用されと考えられます。

【参考】申立ての種類と簡章の 掲載：第3章第4節（p.11）、第4章第2節（p.14-15）、別添資料2（p.49）

- 転入・退学事由が「学業不振」に在る者が、退学事由等は「学業不振」に在る者が多いが、前科前歴等とは関係なく、その設置者が積極的に関わり、連携して支援を進める。（『卒業生支援』p.15）
- 卒業後の自立：就職の援助化、資力の低減化等問題、関係者の連携強化等から結果的に必要だが、重大事の場合には保護者を行う必要がある。再発防止のため必要となる調査を請うる（例：卒業生の保護者を通じて協力を求める。）（『卒業生支援』p.14）
- 卒業生（保護者）の対応：関係者の長期的対応が必要となる。前記を把握して迅速に対応していく。ただし、関係者の個人が主として責任に、電話やメールの対応に押し回してはならない。（『卒業生支援』p.14）
- 対応児童生徒の保護者が重大事報告を望まない場合であるが、重大事として取り扱わなければならない（『児童虐待対応マニュアル』p.11）
- 児童虐待調査報告書、再発防止報告書は提出し、いざという時の設置者から文部科学省へ提出する。（『児童虐待対応マニュアル』p.40、『児童虐待対応』p.67）

【参考】学校種別による報告先の違い（重大事態の発生報告） 根拠：法第29条～第32条／参考（p.51-64）

- 公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を指す。当該地方公共団体の長(市長)に、地方公共団体の長等は、必要があると認めるときは両調査を行う。(附則2第6条)
●私立学校：当該学校の設置者である法人等を指す。(附則2第7条)
- 国立大学設置法：国立大学の学長又は理事長を指して、当該大学に報告。(法20第1条) ●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を経由して、当該大学に法人を認証する地方公共団体の長に報告。(法38第2条第2項)
- 私立学校：当該学校の設置者である法人等を指す。(附則2第7条) ●学校設置者が設置する学校：代教職員及び代用教職員を派遣して、認定地方公共団体の長(市長)に報告。(法32第1項)
●両調査は、当該調査対象となる文科系大学・都道府県庁舎、地方公共団体等所有、必要があるものとされるときに行う。(昭和39年3月20日法律第31号改正法20第2項)

※1 本園は私立学校の場合。

※1 本図は私立学校の場合、「学校の設置者」=学校法人、「地方公共団体の長等」=都道府県知事（私立学校を所轄）。公立学校の場合は別図参照。

※2 起点1～3（青緑の太枠）は重大事態を把握する入口。3つは並列の入口で相互に前提関係はない。受付（教員・学校法人・都教委等）は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。

この2つの条項によつて、学校の教職員、他公立団体の職員等の社会福祉に充てる者及び保護者は、これに他の要項があると同視せらるる学校・の通称等の機関となる。

※3 法23第1項により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の相談に応じる者及び保護者は、いじめの事実があると思われるときは学校への通報等の措置をとる。

※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節p.13）

※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）

※5 実線の矢印は求められる対応、破線の矢印は「望ましい」「考えられる」対応を示す。所見書は、調査主体が調査結果を長等へ報告する際に併せて提出される（②）

① 英語の矢印は示められる対応、韓国語の矢印は「望ましい」、「考えられる」対応を示す。所見書は、調査主体が調査結果を長等へ報告する際に併せて提出される(②)。

※6 赤い「課題N」は、その中に【課題 論点】の同じ番号の項目があることを示す。クリックすると下の該当項目へ移動する（SVG版のみ）。

【例】「課題Ⅳ」は、その中に「課題Ⅲ」との同じ量りの項目があることも示す。アララフナもこの該当項目で変動する（SVC版のみ）。

《出典》立命館大学「111の里士東館の調査に関するガイドライン」：令和5年9月20日採／令和5年9月20日公表（改訂時に適用したファイル：20240920_maxt_111doc01

《出典》文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公表／作成時に使用したファイル：20240830-maxt_jidou0）

● 书店——（二）印刷、装订、发行

の対応 $\gamma \mapsto \gamma$ ($\gamma \in \Gamma$) 全体像 (縮小のた

対心ノ口一（口一ル利） 全体像（縮小の）

対応ノ口 (口一ル別) 主隊隊 (縮小10%)

目) / (公) 版 刊 版 上 本 22 BY ND 4 0 (無保証) / (公)

)/ 公立版・私立版とも CC BY-ND 4.0 (無保証) / va

製) / 公立版・私立版C-C B1 - ND 4 . 0 (無保証) / y a